

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第3-3(5) 災害発生時等の備え	○ 大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ（平成26年度は27年3月の1回、平成27年度は9月、11月、28年1月の3回）において、対応指針の策定に向け、対応指針の位置付け、構成、府省横断的に対応する課題や個別調査ごとに対応する課題、調査票情報の提供の在り方、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策等について議論を行い、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を決定した。</p> <p>また、平成28年8月に各府省における行動計画策定の参考となるように行動計画のひな形を作成し、11月に開催した同ワーキンググループで各府省における策定状況について情報共有を行った。</p> <p>平成28年度末時点で、各府省の行動計画策定には至っていないため、引き続き各府省における行動計画の策定状況について同ワーキンググループで情報共有を行うこと等により、行動計画の策定の促進を図る予定である。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>○ 対応指針は取りまとめ済みであるものの、各府省における行動計画の策定が進捗していないことから、取組の推進を図る必要がある。また、各府省の行動計画策定の過程で把握されうる対応指針の改定に係る具体的なニーズ等も踏まえつつ、必要に応じて対応指針を改定することを本文に記載してはどうか。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、平成31年度までに行動計画の策定を行う。（各府省）</p>
備考（留意点等）	—

